

# 実務研究

日本税務会計学会  
令和3年12月 月次研究会



二本木 力哉(神田)

## 電子帳簿保存法の改正 ～電子取引データの保存について～

令和3年、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」(以下「電子帳簿保存法」)が改正されました。この改正により、電子取引の取引データについては出力書面等の保存が認められなくなり、データでの保存が必須となりました(令和4年度税制改正において、出力書面等の保存措置の廃止を事実上延長するための措置が講じ

られています。

第7条 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存

所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。)及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

### 1. 対象データ

第7条の対象となるデータについて、帳簿は対象になりません。また、書類の中でも、たな卸表・貸借対照表・損益計算書などの重要書類は対象にならず、対象となるのは注文書・請求書・契約書・領収書などのいわゆる取引書類と呼ばれているデータであり、相手方発行分と自己発行分のどちらも対象となります。

### 2. 電子取引データの位置づけ

電子帳簿保存法における第7条の位置づけについては、図1(国税庁作成)をご覧ください。第4条(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)と第7条の間に点線が引かれています。このように第4条と第7条の位置づけは全く異なります。第4条で規定されている帳簿や書類は、紙での出力が原則であり、それをデータで保存することを可能とする規定ですが、第7条で規定されている取引データはデータ自体がオリジナルになります(改正前

は、そのデータを紙で出力して保存することを可能としていました。用語も第4条の対象帳簿書類を「国税関係帳簿」あるいは「国税関係書類」と定義するのに対して、第7条の取引データ(一定の保存要件を満たしている場合に限り)については「国税関係書類以外の書類」と定義されています。

所得税法や法人税法では、「国税関係帳簿」や「国税関係書類」について、保存要件等が規定されていますが、「国税関係書類以外

の書類」については、規定されていません。財務省も「国税関係書類以外の書類」について、以下のような解説を行っています。

この「国税関係書類以外の書類」とみなされる電磁的記録については、所得税法及び法人税法における保存書類とみなされるものではありませんが、申告内容を確認するための書類となり得ることとなります。

(「令和3年度税制改正の解説」 国税通則法の改正(財務省))

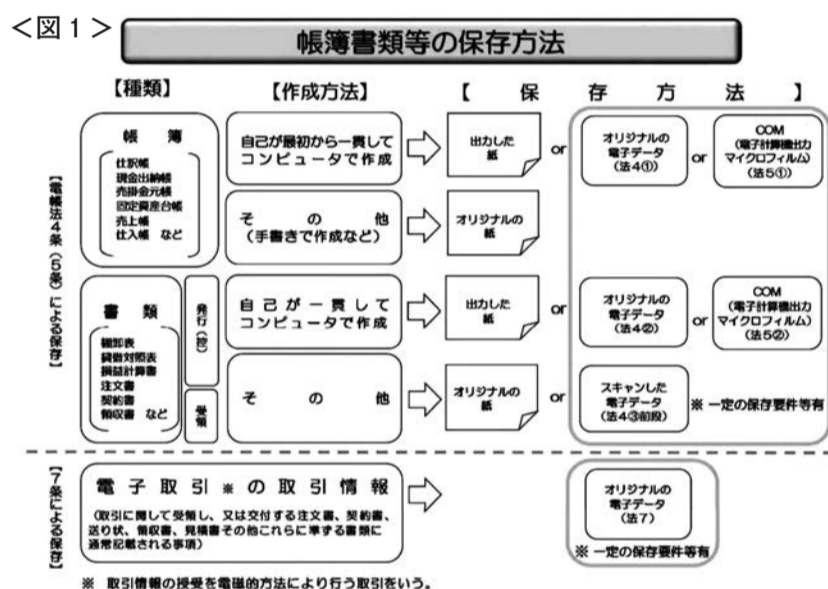
このように「国税関係書類以外の書類」は所得税法や法人税法で規定されていませんが、財務省令(規則第4条1項)で、「当該取

引情報の受領が書面により行われたとした場合」又は「当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合」と仮定することにより所得税法や法人税法の規定の適用を可能としていると考えられます。

\*財務省令(規則第4条1項)(抜粋)

「保存義務者は、電子取引を行った場合には、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれか

を行い、…」



1. は、自社開発のプログラムを使用する場合に限られますので、一般的にはあまり関係ないと思われるかもしれませんが、自社開発の場合でも書類を備え付けるだけなので問題ないかと思えます。

2. も備え付けておけばいいので保存に関する手間はかからないかと思えます。

3. の検索機能の確保については、表3のように多少複雑な要件があるため注意が必要です。

なお、ダウンロードの求めに応じる場合には、イの要件のみで良いことになっていきます。また、電子取引を行った日の前々年(個人事業者)や前々事業年度(法人)の売上高が1千万円以下である事業者でダウンロードの求めに応じる場合に

この改正について、単純に煩わしく思うのではなく、デジタルインボイスも含めたデジタルデータの保存方法や活用方法を見直す良い機会だと捉え、税理士・税理士法人自身はもちろん、顧問先にも前向きに提案していくことが求められていると考えています。

＜表2 電子データの保存要件＞

要件
1. 電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け(自社開発のプログラムを使用するに限ります。)(規2②一、⑥七、4①)
2. 見読可能装置の備付け等(規2②二、4①)
3. 検索機能の確保(規⑥六、4①)
4. 次のいずれかの措置を行う(規4①) ①タイムスタンプが付された後の授受 ②速やかに(又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに)タイムスタンプを付す ※括弧書の取扱いは、取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。 ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用 ④訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

＜表3 検索機能の確保＞

当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を確保しておくこと。
イ 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先(口及びハにおいて「記録項目」という。)を検索の条件として設定することができること。
ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

在でも対応可能又は今後対応可能となると考えられます。利用している会計ソフトメーカー等に問い合わせ、安価で利用できるシステムがあれば、活用しやすいと思います。

なお、JIIIMA認証のシステム(ソフトウェア)を利用すれば、同時に検索要件も満たすこととなりますので、3.「検索機能の確保」要件も気にすることなく運用できるかと思えます(JIIIMA認証がないと検索要件を満たさないという点ではありません)。

令和4年の税制改正により、出力書面等の保存措置の廃止が事実上延長されました。ただし、あくまでも延長であり、2年後には必須となります。

デジタル化、効率化が叫ばれ、社会が進んでいく中で、今後取引データを含めた業務データのデジタル活用を積極的に行っていくことが求められています。

税制改正大綱でも税理士の業務の電子化等の推進として、「税理士及び税理士法人は、税理士の業務の電子化等を通じて、納税義務者の利便の向上及び税理士の業務の改善を進めるよう努めるものとする旨の規定を設けることとする。」と示されています。